



多治見市政記者クラブ同時配布資料

平成31年3月12日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
環境管理課	環境安全係	松尾 孝和	内線 2835
			直通 058-272-8232
			FAX 058-278-2610

第7回核融合科学研究所安全監視委員会を開催します

核融合科学研究所（大学共同利用機関法人自然科学研究機構）周辺の環境を保全し、住民の安全を確保するため、岐阜県、多治見市、瑞浪市及び土岐市が共同設置した核融合科学研究所安全監視委員会の第7回会議を下記のとおり開催します。

記

1 日 時 平成31年3月26日(火) 15:00～16:30

2 場 所 ヤマカまなびパーク多治見市学習館 7階 多目的ホール
(多治見市豊岡町1丁目55番地)

3 審議事項

- (1) 大型ヘリカル装置(LHD)における第2年次の重水素実験の実施結果等について
- (2) 中性子及びトリチウムの測定結果の比較検証について

4 その他

この会議は公開で開催します。

(1) 会議の傍聴について

当日、先着順で10名まで会議を傍聴できます。

受付時間：14:45～15:00

受付場所：ヤマカまなびパーク多治見市学習館 7階 多目的ホール前

※自家用車でお越しの方は、会場地下駐車場又は多治見市営豊岡駐車場をご利用ください。

(2) 希望者による会議での発言について

3 審議事項(2)に関し意見のある方は、事前に申し込みいただくことにより、2名まで((1)の傍聴者を除く。)会議に出席し、発言していただくことができます。

(詳細は次頁のとおり)

第7回核融合科学研究所安全監視委員会における希望者による発言について

第7回核融合科学研究所安全監視委員会の3 審議事項（2）に関し、同委員会において発言を希望される方は、事前に申し込みいただくことにより、2名まで会議に出席し、発言していただくことができます。

1 日時、場所

平成31年3月26日（火）15：00～16：30

ヤマカまなびパーク多治見市学習館 7階 多目的ホール（多治見市豊岡町1丁目55番地）

※自家用車でお越しの方は、会場地下駐車場又は多治見市営豊岡駐車場をご利用ください。

2 発言の申込み

発言を希望される方は、第7回核融合科学研究所安全監視委員会 3 審議事項（2）に関し、委員会において発言したい意見の要旨を別紙「記載様式」に記載し、平成31年3月19日（火）（必着）までに安全監視委員会事務局（土岐市役所総合政策課）あて、FAX、電子メール、郵送又は持参により提出してください。

なお、審議事項及び記載様式については、県、多治見市、瑞浪市及び土岐市のホームページに掲載します。

（県ホームページ URL）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/07-anz-en-kansi-com-hatsugen.html>

3 発言者の決定方法

（1） 発言者は、上記の意見要旨を提出された方2名までとします。なお、2名を超える申し込みがあった場合は、事務局で抽選を行い決定します。

抽選にもれた方の意見要旨については、委員会でその内容を紹介します。

（2） 発言者には、3月22日（金）までに電話でお知らせします。

4 その他

（1） 発言は委員会中に1回、1人2分までとし、委員長の指示により発言していただきます。

（2） 委員会での発言内容は議事録に掲載され、ホームページで公表されます。

（3） 発言時間を超過した場合や事前に申し込みいただいた要旨を大きく逸脱していると判断される場合は、その時点で発言を打ち切ることがあります。

（4） 発言者に対する旅費及び謝金は支給しません。

5 申込先・問合せ先

土岐市役所 総務部 総合政策課

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101番地

電話番号 0572-54-1111 FAX 0572-54-1127

電子メールアドレス sosei@city.toki.lg.jp

別紙

安全監視委員会事務局（土岐市総合政策課）あて

（FAX:0572-54-1127 E-mail:sosei@city.toki.lg.jp 住所:〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101）

発言は、あらかじめ第7回核融合科学研究所安全監視委員会の審議事項資料を御一読の上、記載してください。

【記載様式】

第7回核融合科学研究所安全監視委員会において、以下について発言を希望いたします。

氏名（ ） 住所（ ） 電話番号（ ）

（要旨）

- (1) 発言については、審議事項に関するもののみとします。
- (2) 発言者は、(1)に該当する意見要旨を提出した方2名までとします。なお、2名を超える場合は、事務局で抽選を行い決定します。抽選にもれた方の意見要旨については委員会でその内容を紹介します。
- (3) 発言者には、3月22日（金）までに電話でお知らせします。